

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会（第1回）

議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月3日（木）10:30～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎6号館B棟 公正取引委員会 審判廷（19階）
- 3 参加者 委員名簿（別紙）参照
- 4 議 題
 - （1）検討会の進め方
 - （2）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要、御議論いただきたい事項
 - （3）フリーランス・トラブル110番を巡る状況
 - （4）自由討議
- 5 議事概要

各委員から出された意見等は以下のとおり。

- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「本法」という。）第3条の明示しなければならない事項として最も入れていただきたい事項は、当事者の連絡先である。トラブルが発生した場合において、和解あっせんや少額訴訟を行ったり、内容証明郵便を送付したりしようとするときに、氏名や住所が分からないということが非常に多いが、トラブル解決に支障があるため是非入れていただきたいと考えている。本法第3条の明示義務は業務委託事業者全般が対象となることから、個人情報の問題もあるかもしれないが、少なくとも企業や従業員を雇っている個人事業主であれば氏名や住所を示すべきではないかと考える。

報酬自体ではないものの、一定の場合に違約金や罰金を請求するという事項については、受け取る金銭に関係するため、明示しなければならない事項に入れるべきではないかと考えている。

本法第5条の報酬未払いに関して、違約金や罰金の定め自体は無効であるわけではないため、民法上有効な相殺の場合にそれを報酬未払いであるという扱いができるのかについては、検討の必要があると考えている。

- 本法第3条により明示しなければならない事項に関しては、あまり細かくしてしまうと発注事業者側及びフリーランス側の双方にとって負担になってしまうが、特に発注事業者側にとって負担となることによって発注控えされてしまうことがフリーランスにとっては最もおそれることである。明示しなければならない事項については、受注者であるフリーランスの保護と発注事業者の負担の双方のバランスを取りつつ、トラブルを防ぐために必要な事項は何かということを考えていく必要がある。

フリーランスも業務委託の発注事業者となる場合には、「業務委託事業者」として本法第3条の明示義務の対象となり得るところ、フリーランスの氏名、住所及び連絡先につい

ては、明示した方がよい事項とは考えていない。フリーランスに係る取引は、インターネット上での取引も含めて広がっており、本名を開示しない形での取引が非常に多くなっている。フリーランスが発注事業者となる場合に氏名や住所を明示することになれば、それでは取引できないといったフリーランスからの反発も予想される。氏名や住所はトラブルが発生した後の対応のために必要な情報であり、トラブルを防ぐために必要な情報とトラブル発生後の対応のために必要な情報とは分けて考える必要がある。氏名や住所を明らかにせず取引するか、それとも身元が分かる者とのみ取引するか、フリーランス側のリスク許容度によって選択できるようにする方がよいのではないか。

また、取引条件の明示方法についても、例えば、契約書や発注書といったような形式で行う必要はなく箇条書でもよい、紙の書面や電子契約だけではなく電子メール等でもよいといったように、フリーランスが発注事業者になる場合も含め、過度な負担とならない配慮が必要であると考えられる。

- 発注事業者側にとって、フリーランスとの取引を躊躇するようになっては困るので、過度な負担が生じないように、最低限の分かりやすいシンプルな制度設計が望まれるという声を強く聞いている。トラブルの未然防止は発注事業者側にとっても大変メリットがあるものであり、本法の執行を実効あるものとするためには、フリーランスと発注事業者の双方にとって利益となる制度とすることが重要と考えている。今後、発注事業者側の意見もしっかり聞きながら、双方が納得できる円滑でシンプルな制度設計となるように議論していきたい。
- フリーランスに係る取引に関しては、実態として口約束なども多く、トラブルを防止して適切な報酬や権利を守るという上でも、本法で取引条件を明示しなければならないとされていることは重要である。フリーランスと発注事業者との間の力関係に差があることも踏まえて、多くのフリーランスが困っている共通項や業態による大きな傾向を明確にしていきながら、現場の実態を踏まえて政令事項及び規則事項を検討していくことが重要である。
- 本法第3条及び第5条は下請法に類似する部分も多いが、下請法のように資本金要件等がないことから、本法は下請法よりもその適用範囲がかなり広いという特徴もある。下請法と本法のいずれも適用可能である場面が少なからず想定できるが、例えば下請法よりも本法が適用された方が発注事業者にとって有利な内容・条件で取引がしやすいなど、本法が選択されてしまうような規律の内容になることは発注事業者及びフリーランス双方にとって決して望ましいことではない。政令や規則に定める内容次第では発注事業者やフリーランスにとって選択的に有利・不利になるようなことも生じ得るため、その大きな枠組みを一度見据えた上で、発注事業者と受注者それぞれにとってフェアであり、また取引の適正化に資するものと考えていきたい。

○ 今後様々な業種・業態でフリーランスとの取引は中小企業でも増えていくことが想定されるため、フリーランスの権利の適正な保護は極めて重要と考えている。本法第3条の明示しなければならない事項や第5条の禁止行為が具体的にどのようなものなのかについて本検討会の議論で明確化され、専門人材や専門部署もない中小企業が行動に移せるよう分かりやすく、当団体としても周知していきたい。中小企業にはインボイス制度など、対応すべき課題が山積している状況であるところ、本法対応のための事務負担の軽減について、公正取引委員会においては、引き続き、関係省庁との緊密な連携を図る中で実態を踏まえた適切な措置を講じていただきたい。本検討会において客観的な指標に基づく議論がなされることで、フリーランスと発注事業者の双方にとってバランスの取れた本法の運用がなされることを期待している。

○ フリーランスは消費者とも労働者とも異なり、その取引実態も大いに異なることから、今後ヒアリング等を通じて実態を十分に把握し、その上で各論点について考えていきたい。

フリーランス・トラブル110番におけるトラブルの内容として、取引を開始する際に示されていなかった違約金条項を後出しで言われたというような事例が紹介されたが、そのような違約金条項は、事情によっては、民法上も契約内容となっているとはいえず効力が否定されるのではないかと考える。

また、本法第3条の明示しなければならない事項に関して、フリーランスが発注事業者となる場合にその氏名や住所の明示を求めることは懸念もあるとのことだが、例えば発注事業者がどのような者であるかによって明示すべき内容を異なるものとするのも一案として考えられる。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会
委員名簿

- 及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事
- 岡田 直己 青山学院大学法学部 教授
- 加藤 正敏 日本商工会議所 産業政策第一部長
- 鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 座長 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
- 仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
- 平田 麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・
フリーランス協会 代表理事
- 森田 茉莉子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和5年8月3日現在)

(オブザーバー)

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
厚生労働省
中小企業庁